

別 表

1 基準額

大阪市障がい者能力開発訓練施設運営にかかる経費

2 補助率

- ① 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく*障がい者能力開発事業で認証された重度身体障がい者、重度知的障がい者、精神障がい者および就職が特に困難であると公共職業安定所長が認める障がい者（以下「重度障がい者等」という。）にかかる事業費の国助成金を除く経費（1/5）
- ② 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく*障がい者能力開発事業で認証された重度障がい者等以外の障がい者にかかる事業費の国助成金を除く経費（1/4）
- ③ 大阪市職業リハビリテーションセンターにおける障がい者能力開発訓練に必須となるコンピュータリース料（1/2）

3 対象経費

- ① 障がい者能力開発訓練の指導員、講師及び教務職員の謝礼金又は手当に要する費用
- ② 障がい者能力開発訓練に必要な能力開発訓練施設等の賃借による設置・整備に要する費用
- ③ 障がい者能力開発訓練に必要な教科書その他の教材に要する費用
- ④ 障がい者能力開発訓練の指導員の研修に要する費用
- ⑤ ①から④に掲げるもののほか障がい者職業能力開発訓練に必要な費用

※ 障がい者能力開発訓練事業助成金

1. 重度身体障がい者、重度知的障がい者、精神障がい者および就職が特に困難であると公共職業安定所長が認める障がい者（以下「重度障がい者等」という。）を対象とする障がい者職業能力開発訓練

重度障害者等にかかる1人当たりの運営費（重度障がい者等にかかる支給対象費用の合計額を障がい者能力開発訓練を受講する重度障がい者等の総数で除して得た額）に助成率（5分の4）を乗じて得た額（重度障がい者等の1人当たりの運営費が1か月につき17万円を超える場合は17万円）に、当該障がい者能力開発訓練を受講する重度障がい者等の数を乗じて得た額

2. 「1.」以外の障がい者（以下「障がい者等」という。）を対象とする障がい者職業能力開発訓練

障がい者等にかかる1人当たりの運営費（障がい者等にかかる支給対象費用の合計額を障がい者能力開発訓練を受講する障がい者等の総数で除して得た額）に助成率（4分の3）を乗じて得た額（障がい者等の1人当たりの運営費が1か月につき16万円を超える場合は16万円）に、当該障がい者能力開発訓練を受講する障がい者等の数を乗じて得た額